

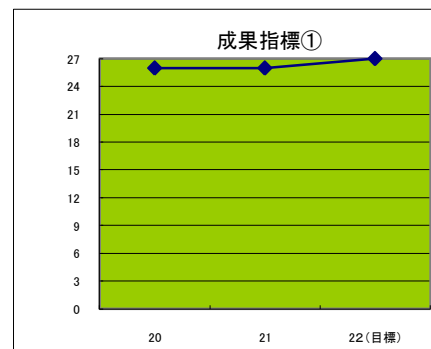
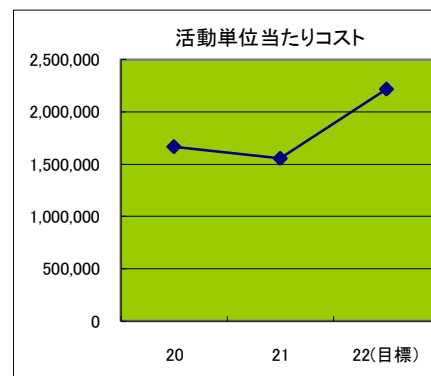
平成 22 年度 事務事業評価シート(平成 21 年度実施事業)

整理番号

保高21

事務事業名		老人保護措置事業		予算科目	会計	1	一般会計
					款	3	民生費
					項	1	社会福祉費
					目	3	老人福祉費
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	事業	1	老人福祉援護	
	施策(節)	3	高齢者福祉				
	施策の方向			作成部署 保健福祉部高年介護課 (地域包括支援室)			
関連する計画等				第4期高齢者いきいき計画			
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先 072 - 958 - 1111 内線 1360			
	65歳以上で生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯で、環境上の理由により居宅での生活が困難な方等						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	環境上等の理由により居宅生活が困難な高齢者が、施設入所により自立した日常生活が営むことができるよう支援する。						
	養護老人ホームへの措置…環境上等の理由により居宅生活が困難な高齢者が施設入所により自立した日常生活が営むことができるよう、養護老人ホームへの入所措置を行う。担当者による面接、入所判定委員会による審査を経て、福祉事務所長が決定する。						
	やむを得ない措置…事情により(当市では虐待ケースが多い)、事業者と契約をして介護サービスを利用することなどが困難な場合に特別養護老人ホーム入所等への措置を行う。						
根拠法令等		老人福祉法、羽曳野市老人福祉法施行規則、福祉事務所老人ホーム入所判定委員会要綱、高齢者虐待防止法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律					
事業開始時期		☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度 平成 年度			
事業開始時からの状況変化		平成17年度までは国1/2・府1/4の補助金を受け事業を行っていたが、現在は交付税措置となっている。					
市民や議会の要望							
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☒ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☒ その他		委託内容			

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		41,802	38,347	57,406
人件費【2】 (千円)		1,500	2,055	2,430
職員数	正規職員	0.20 人	0.25 人	0.30 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.10 人	0.10 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		43,302	40,402	59,836
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	43,302	40,402	59,836
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 養護老人ホーム入所者数	人	26	26	27
② やむを得ない措置による入所者数	人	2	2	6
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		1,665,462 円	1,553,923 円	2,216,148 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		362 円	340 円	503 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名	単位	指標設定の考え方	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	① 養護老人ホーム入所者数(式)	人	当初予算(入所予定数)からの措置の割合 ※目標設定は馴染まないため入所率として計算	目標 26 実績 26	26	達成率(%) 100.0%
	② (式)			目標 実績		達成率(%)

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	環境的・経済的に在宅生活が困難な高齢者が生活環境を確保するために必要な事業となっている。
	○		○		○						

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	法令上、市町村に実施義務が課せられている。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☒	☐	☐	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	単価・受益者負担は法令により積算したものとなっており、施設規模・内容により決められているため、市独自のものではない。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☐	☐	☒	経済問題や住環境問題を抱える高齢者に対して安心して暮らせる場所を提供することは有効である。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☐	☐	☒	
	成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	措置としての事業であるため、市民との協働事業として馴染まないが、制度を理解していただくために周知することは必要とも考えられる。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	一人ひとりに適合した支援を行なうことができた。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価									
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了									
	評価の理由									
	住環境や経済的な問題を抱える高齢者が安心して暮らせる環境を提供することができたと判断できる。									
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)									
	養護老人ホームへの入所措置の基準は法令上定められているが、市としても一定の判断基準を設けることが必要である。									

行 事 本 部 評 価	総合評価					評価理由・意見				
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了									